

岩手県告示第241号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づく岩手県三陸南沿岸要谷漁港海岸要谷地区海岸に係る海岸保全区域の指定を廃止する。

平成27年3月20日

岩手県知事 達 増 拓 也